

令和6年第3回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年3月7日(木) 午後2時30分～午後4時30分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第11号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第12号
農地法第4条及び5条の規定による許可申請について
 - ・議案第13号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第14号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第15号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第16号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について
 - ・議案第17号
国有農地の売り払いに対する意見について
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治

農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	檜田 敏史
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	山下 綾菜
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室職員	井上 泰貴
北波多分室職員	吉田 幸司
肥前分室職員	宮崎 将也
呼子分室職員	伊藤 詩織
七山分室職員	溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の出席委員は19名全員出席です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長の挨拶からお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長挨拶) それではただいまより令和6年第3回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に議席番号4番井手創一委員、議席番号5番大場將夫委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について7件、議案第12号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について1件、議案第13号農地法第4条の規定による許可申請について3件、議案第14号農地法第3条の規定による許可申請について16件、議案第15号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について20件、議案第16号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について5件、議案第17号国有農地の売り払いに対する意見について1件、計53件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようお願いいたします。なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳

細につきましては議案集をご覧いただきたいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第11号から第17号までの議案53件でございます。なお、傍聴の方は自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせしておきます。それではこれより審議を行います。議案集1ページ、議案第11号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で983平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用申請、団地等造成、開発協議申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大35センチメートルの盛土を行い、整地し、南側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設し、南側には縁石および側溝を新設、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する道路側溝へ流し、汚水も新設道路に埋設する排水管を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 失礼します。東部調査会の古賀でございます。今月4日の日に東部調査会のメンバーで現地の確認をしていただきました。先ほど事務局から説明がございましたように、場所は資料図のほうの1ページ右の半分でありますように、虹の松原駅の南側のちょっと東側のあたりでございます。途中の道が狭い所がございますが、今回資料図の3ページにございますように、セットバックということで引き下がって道路部分にするという分を確保されております。現状、宅地部分は家が

建っております。その分まで含めて家の裏の畑も含めて今回分譲地として開発されるという話でございまして、周辺部も相当宅地化が進んでいるという、もともと住宅地だったわけでございますが、そういう状況もございまして、調査会としては問題ないだろうということでございました。よろしくご審議お願いいたします。以上でございます。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 6 1 0 平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は、宅地分譲です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路占用申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、西側を除く周囲にはコンクリートブロックを新設し、西側には縁石を新設、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は西側の道路側溝へ流し、汚水も西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

土木区長、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

白津知範委員 7番の白津知範です。4日の日に東部調査会で調査を行いました。ここの場所は、砂子公民館のすぐ前ということで、周りはすべて住宅ということで、調査会で問題はないんじゃないかということで結論が出ましたので報告をいたします。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 5 4 9 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予定証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発協議、団地等造成、法定外公共物（里道）占用および改築申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響

ですが、最大69センチメートルの盛土を行い、整地し、周囲にはコンクリートブロックおよびメッシュフェンスを設置、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して南側の道路へ横断暗渠を設置、南側河川へ流し、汚水も新設する排水設備を介して南側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者からは条件付き同意、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。なお、条件につきましては転用履行に際し、被害防除の確約書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。3日の日に現地調査をいたしまして、この近辺はずっと宅地化が進んでおりまして、何も問題ないだろうということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 4 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書 2 ページの整理番号 4 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 1 筆、畑 1 筆、面積は合計で 1, 6 0 7 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、共同住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 0 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、1 1 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、1 2 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資予定証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発協議、団地等造成、道路工事施工、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 1. 1 メートルの盛土を行い、整地し、南側には L 型擁壁、北、東側にはコンクリートブロックおよびメッシュフェンスを設置、西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して西側の道路側溝へ流し、汚水

	も新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。 隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。 立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。 整理番号4番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
宮崎隆広委員	はい。15番宮崎です。3月3日に中部調査会にて現地確認をいたしました。現場は住宅隣接地で、何も問題ないだろうということに中部調査会ではなりましたので、皆さんの慎重審議のほどよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで

す。地目は畑3筆、面積は合計で10,904平方メートルです。現況は、荒廃した梅林となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、県への土地の形質変更届、団地等造成、道路占用許可申請、森林伐採届、土地改良区財産の使用工事届、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大2メートルの盛土、3.8メートルの切土を行い、整地し、周囲にはフェンスを新設し、東および西側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は敷地内に排水用の側溝を整備し、中央を通る市道にグレーチング付きの横断側溝を設置し、西側敷地には沈砂池を新設、そこからコルゲート管を通り、隣接のダムに放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。

許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。なお、机の上に図面と土地利用計画とを配付させていただいていると思いますけど、もうちょっと詳細に説明をさせていただきます。現状はその写真のとおりですけど、荒れた梅林です。太陽光発電パネルを2,388枚設置する計画です。2枚目に添付の土地利用計画図を見ていただけますでしょうか。敷地は西側の高い部分から最大3.8メートルの切土を行い、道路付近の下がった場所で最大2メートルの盛土を行い、整地を行う計画です。東側敷地には300ミリメートルのU字側溝を設置して、市道東側の敷地からは中央部に雨水を集め、集水枥を介して市道をグレーチング付きの450ミリメートルの側溝で横断いたしまして、西側敷地に設置の同じく450ミリメートルのU字側溝を通して、西南部の新設予定の沈砂池、面積が197平方メートルで深さがだいたい3メートルになります、に一時保留をいたします。そこで処理をした雨水の越流分を約400ミリのコルゲート管にて西側の赤坂ダムに放流させる計画です。放流排水管をダムまで設置することについて土地改良区の財産使用、改築の申請が出されております。

補足の説明を終わりました整理番号5番について説明を終わります。

議長

地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員

11番宮崎です。3月3日中部調査会のほうで確認をし、

航空写真の左下の放流先も確認して、何の問題もないだろう
ということで、皆様の審議のほどよろしくをお願いします。

議長 皆さんの机の上に拡大図がございますので、先ほど係長説明いたしましたとおり、皆さんのほうからご意見がございましたらお願いしたいと思います。

農地係長 1つ追加ですみません。コルゲート管が入るところは農地外になっていますけど、これは同じ所有者の方の山林になっております。以上です。

議長 赤坂ダムというのがございます。そこに水を入れると、土砂を沈砂させて水を流すと、年に3、4回土を上げて浚渫をするという条件付きなようでございます。左側の沈砂池の下の方は、赤坂ダムでございます。上場土地改良区のほうで管理をさせていただいております。皆さんのほうから質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりで

す。地目は畑1筆、面積は277平方メートルです。現況は、宅地となっております。目的は、事務所です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は18ページのとおりであります。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については許可が必要なことを知らずに自宅の一角でギフト商品の取扱業を営んでいたが、手狭になり、平成20年頃から申請地の一部を事務所として利用されており、そのことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、道路占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、建物は南側の道路に寄せて建築済みで、営農上の支障は少ないものと思われます。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は既存の排水設備を介して南側の道路側溝へ流れ、汚水については、既存合併浄化槽を介して同じく南側の道路側溝へ流されており、今後も同様に利用されます。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

	整理番号6番について説明を終わります。
議長	地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。
中山政俊委員	はい。2番の肥前の中山です。5日の日に西部調査会のほうで現地確認を行いまして、既にこの土地は建物が建っております。それで農業委員のほうに申告漏れということで、この件が今回出ております。周りを見ても何も問題はないだろうということになっておりますので、皆様方のご審議のほどよろしく願います。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集3ページ、整理番号7番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	議案書の3ページ、整理番号7番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,212.25平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、一般住宅および倉庫です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申

請地の位置等については、資料図の 19 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の預金通帳の写しおよび融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大 2 メートルの切土と土留めを行い、整地し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設する排水設備を介して西側の道路側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して西側道路の公共下水道、集落排水設備へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第 2 種農地の該当事項 6 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号 7 番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

中山政俊委員 はい。2 番の肥前の中山です。5 日の日に西部調査会のほうで現地を確認したところ、地目的には畑になっていますが、

現状は雑種地のような荒れた状態になっております。それで調査会のほうで検討をした結果、問題はないだろうということですので、皆様方のご審議のほどよろしく願います。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 4 ページ、議案第 12 号農地法第 4 条および第 5 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 4 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 3 筆、畑 2 筆、面積は合計で 1,151 平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、堆肥舎です。一部使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 22 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、23 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、24 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、許可後、速やかに着手する計画です。なお、敷地を造成して砕石敷きとされてしまっており、そのことに対する始末書が提出されております。

行政関係の手続きについて、団地等造成、道路占用許可申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は北側道路側溝へ接続放流させる計画です。ふん尿については、おがくずに吸着させ、堆肥化して圃場に散布する計画をされております。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項 2 番に該当します。許可の基準は 1 番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号 1 番について説明を終わります。

議長 地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

山添明委員 はい。12番の山添です。ただいま事務局からの説明どおり間違いございません。今月の4日の日に西部の委員さん方と現地を確認しました。場所は高串温泉の東側でちょっと海のほうにもなるわけでございます。西部の委員さん方と現地を確認しましたがけれども、何ら問題なかろうということでご

ございましたので、皆さん方のご審議のほどよろしく願います。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 5 ページ、議案第 13 号農地法第 4 条の規定による許可申請について整理番号 1 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 5 ページ、整理番号 1 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 2 筆、面積は合計で 994 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、共同住宅です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の 25 ページから 27 ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、令和 6 年 4 月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大１７センチメートルの切土を行い、整地し、北および南側はコンクリートブロックを新設、東、西側は縁石および側溝を新設、西側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して東、西側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

区長および生産組合長から条件付き同意の意見書が添付されています。なお、転用履行に際し、被害防除の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第３種農地の該当事項８番に該当します。許可の基準は１番となっております。

整理番号１番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

古賀由紹委員 失礼します。東部調査会の古賀でございます。今月４日の日に東部調査会のメンバーで現地を確認いただきました。場所は資料図の２５ページにありますように、東唐津駅の南側で、唐津東高校のほうに近い場所になります。すぐそばに公園が整備されておりまして、周囲は個人の住宅でしたり、貸事務所、事務所等が並んでおる所で、周囲のそのような状況もあり、農地に対して影響はないだろうということで、特に問題ないということでございますので、ご審議のほどよろし

	くお願いいたします。以上でございます。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集５ページ、整理番号２番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号２番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑１筆、面積は、２９７平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の２８ページから３０ページをご覧ください。 許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。 行政関係の手続きについては特にありません。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、東側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させ

	る計画です。 隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。 立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。 整理番号2番について説明を終わります。
議長	地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。
河上和則委員	14番河上です。3月1日に現地の確認を行いました。隣接地の近くに民家があるわけですがけれども、既に2軒とも空き家となっております。隣接の農地の方からの同意書も出ておるということで、申請どおり許可してもよかろうということにいたしましたので、皆さんの協議をよろしく願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集5ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、

氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、面積は1,004平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の31ページから33ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については、農地法の許可がいることを知らずに令和5年2月頃、スギを植林して山林として利用されており、このことについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては、特にありません。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いします。

井手創一委員 はい。4番の井手です。3月2日に現地の確認を行いました。現地は資料どおりに整備され、問題はないと思います。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 6 ページ、議案第 14 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号 1 番から議案集 8 ページ、整理番号 15 番までの 15 件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

議長 それでは説明します。議案書の 6 ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が 14 件、使用貸借権に関する案件が 1 件の合計 15 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 8 ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。(阿部委員「すみません。」) はい。どうぞ。阿部委員。

阿部太委員	１９番阿部です。１５番の使用貸借権で、このあっせん基準面積を満たすため使用貸借権の設定をするものとして書いてあります。これを説明していただけますでしょうか。
農地係・橋本	事務局の橋本です。こちらから回答させていただきます。 唐津市農地移動適正化あっせん事業実施要領というものがございまして、その中に農家の平均経営面積以上で定めた面積じゃないと取得ができないようになっております。その唐津市が定めている平均経営面積というのが、１２，４００平方メートル以上ということになっております。今回そちらの面積を超えるようなかたちで親子間の使用貸借権の申請となっております。なお、この１２，４７３平方メートルは、令和５年１２月のあっせん希望一覧になるべく近いような、距離的に近い所の農地を選定していただいております。以上でございます。
議長	よろしいですか。
阿部太委員	はい。わかりました。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集９ページ、整理番号１６番を議題としま

す。この案件につきましては、議席番号２番中山政俊委員が関与するため、議事参与制限に該当します。よって中山委員の退席を求めます。

【中山委員退席】

それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

それでは説明します。議案書の９ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件が１件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書８ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここで中山委員の入室を許可します。

【中山委員入室】

中山委員にお知らせいたします。整理番号１６番につきましては、原案どおり決しましたのでお知らせします。ここでしばらく休憩としたいと思います。再開時間を１５時５０分

といたします。

~~~~~○~~~~~

15時40分 休憩

15時50分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 時間がまいりましたので、会議を再開いたします。議案集10ページ、議案第15号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（所有権）を議題とします。整理番号1番から議案集11ページ、整理番号4番までの4件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。所有権分の議案について説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定による農用地の利用関係の調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるため、同条第4項の規定により、農用地利用集積計画を定めるべきことを市長へ要請するものです。今回の対象農地、移転を受ける者の住所、氏名、利用目的、所有権移転の時期と対価等に関しては、議案書に記載のとおりです。計画の内容は、所有権の移転を受ける者が農用地のすべてを効率的に利用して、耕作を行うと認められることなど、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると

考えられます。以上で説明終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いいたします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集１２ページ、議案第１５号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号１番から、議案集１５ページ、整理番号１６番までの１６件については、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。利用権分の議案について説明をいたします。こちら
も農用地の利用関係の調整の結果、農用地利用集積計画を定めるべきと市長へ要請をするものです。対象の農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。設定す

る利用権の種類は、賃借権と使用貸借権がございます。面積は16件を合計して、73,440平方メートルとなっております。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集16ページ、議案第16号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集17ページ、整理番号5番までの5件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長から農用地利用集積計画の決定の依

頼がありましたので、決定回答をするものです。農地中間管理機構を介して農用地の利用権を設定するものにつきましては、出し手と受け手のマッチングが予め整っている場合、県による配分計画を必要とせず、市の集積計画のみで権利を設定することができ、これを集積計画一括方式と呼んでおります。対象農地、利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用目的、利用権設定の期間、借賃等については、議案書に記載のとおりです。権利の種類は、すべて賃借権となっております。面積は5件合計で13,406平方メートルです。計画の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集18ページ、議案第17号国有農地の売却いに対する意見についてを議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の18ページをご覧ください。対象となる国有農地

の所在と面積、買受者の氏名、住所は、議案書記載のとおりです。なお、国有農地の所在地については、資料図 3 4 ページのとおりです。農地法第 4 6 条の取扱いについては、めったに出ない案件でありますので、九州農政局から示された内容などに基づき説明をさせていただきます。今回の国有農地は、昭和 2 1 年から 2 5 年二実施された農地改革の一環で、当時の自作農創設特別措置法の規定に基づき国が買収した農地だということを聞いております。このような農地の多くは、順次、自作農を希望する農業者に売渡しをされてきたところでございますが、残念ながら一部の国有農地については買受者が見つからないことなどから、未だに国有農地として残っているものがあると聞いております。九州農政局では、このような国有農地に売払いを希望する農業者を探されています。今回の案件については、買受者が見つかり、売払いの申請があったため、農地法第 4 6 条の規定の例により九州農政局から当農業委員会に対して買受者が国有農地に売払いの対象者として適格者なのかどうかの意見照会があったものでございます。国は売払いの申込みがあった際、農地法施行規則第 9 5 条の規定に基づき、その申請者が農地法第 3 条許可相当の要件を満たしているか農業委員会に意見を聞くものとされており、対象地は以前より耕作者がいたため、管理が適正になされており、お手元の調査書の最終ページに記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上

| | |
|--------|---|
| | で説明を終わります。 |
| 議長 | 最後のページでございますので、お目通しお願いしたいと思います。 |
| | 【議案確認】 |
| | 本案について、質疑や異議はございませんか。（曲淵委員「はい。」）はい。曲淵委員。 |
| 曲淵俊之委員 | 9番曲淵です。めったにない案件というお話で、国はこの農地をどのように管理をしていらっしゃったのかということで質問をしますが、現況はどんな状態だったのでしょうか。 |
| 農地係長 | はい。お答えします。実際この土地はですね、買受者の方が作ってあったんですけど、もう一人、自分の土地と思って作ってこられた方があったんですけど、その方も作れなくて、この買受を希望されている方に貸してあったみたいです。実際現場はですね、ちゃんと水田になっております。 |
| 曲淵俊之委員 | じゃあこの買受人さんが自分のものと思って耕作されとったということですか。 |
| 農地係長 | この方もですね、借りてあって、貸してある方も自分の土地と思ってあったみたいです。もともと肥前町の方が自分の土地と思って持ってあったとですけど、でも作りきらっさんでですね、その対岸の玄海町の人に貸してあったとです。 |
| 曲淵俊之委員 | はい。わかりました。 |
| 議長 | ほかに（古賀委員「はい。」）はい。古賀委員。 |
| 古賀由紹委員 | 今回のこの説明いただきまして、1点だけ確認をさせて、教えていただきたいんですが、わかればという前提で、この |

| | |
|--------|--|
| | <p>ような国有農地、唐津市内で何か所ぐらいあるか、もしわかればお願いします。以上でございます。</p> |
| 農地係長 | <p>はい。お答えします。いただいた情報によりましては29筆あるということを聞いております。</p> |
| 古賀由紹委員 | <p>ありがとうございます。</p> |
| 議長 | <p>よろしいでしょうか。ほかにございませんか。（堤委員「すみません。」）はい、堤委員。</p> |
| 堤正廣委員 | <p>うちのへんでですね、2軒ぐらい税金を払いきれないから、宅地や農地、若干の農地をですね、国に返納するという話、実際あっております。それでそういうのが国に返納した場合はですよ、税金は払わんでよかごとなるかもしれんですけど、それを買う、今のようにその物件を近くの人とか誰かが買うということとはできるんですか。</p> |
| 議長 | <p>はい。事務局のほうから。</p> |
| 農地係・古館 | <p>農地係古館です。すみません。自分もめったになかなか出てこんとですけど、今回の件と先ほどの件が国のほうにいったん帰属する、今年度から相続国庫帰属法というのができておりまして、その法の分で国に帰属するという、その分を買えるということではよろしかったでしょうか。</p> |
| 堤正廣委員 | <p>そうですね。国に返納して戻すでしょ。そうして今のようにこういうふうな物件を買いたいとか、そのまま国のものとして国が持つとくものか、そのへんですてね。それで地域にそういう所が何か所か地域にあって、それをもし買いたいという人ができれば、話が次の上につながっていくかどうかと</p> |

いうのを知りたいんです。

ありがとうございます。まずは国のほうに帰属する方法としてはですね、10年分の管理料を農地であると、20万を払ってからですね、国のほうに帰属させるという法律ができております。あとは農地所有適格法人が適格じゃなくなった時に、国のほうに帰属される、あとは相続関係でされた方が相続放棄されて、相続管理人が処分できなくて、国のほうにいったん農地が戻るというところで、というような農地であればですね、そういったところですぐにその財産管理人とか、その前にその農地が誰かに所有権移転されるケースが多いとですけど、そういったケースがどうしてもその農地として使えるのかどうかというところになってきますので、いったん国に返すというよりも、その前にやっぱり農業委員会、地域で考えてからですね、優良農地に関しては、その国の前にどうかして耕作者に渡すとかですね、農地についてはまずはここの地域の農業委員会の中で解決するとか、国に行く前に、前の段階でそういった処理をしなければならないのではないかと考えております。いったん国に皆さん帰属させる、いらないという意見が多いとですけど、なかなかそのハードル自体も低くないのでですね、お金がかかったりとか、国のほうもちゃんと管理してある所でないといけませんとか、そういった条件がいろいろありますので、いったん国にするよりも、やっぱり農業委員会の中であつせんとか、委員さん達に動いていただいて、国を介すよりも地域で解決するという方

法を考えたほうがよいのではないかと考えております。こういった回答でよろしかったでしょうか。

堤正廣委員

私もはっきりはわからんとですけど、あそこの家はもう国に住家とか宅地とか畑とか戻したもんねという言い方をするわけですよ。農業委員会にかけたとか、話をしたとか、そういう話は聞かんとですよ。国にもう戻したから、国んとやけんが税金払わんでよかけん、あそこはもう、そういうのが早く流れて、みんな実際内容を知らないで言いよる分が多いとかなって思うとですよ。そいけんが、何軒か我々の地域でも話がちょっと、そういうふうなデマかどうか知らんけど、飛びかう部分もあるわけですよ。そういうわけでちょっと尋ねてみました。

農地係・古館

ありがとうございます。たぶんそのケースでいきますと、相続放棄とかをされて、国にもう戻したという所で、国にもう帰属されたとですけど、代理人が立って、地域の方に売れるような手続きを弁護士とか、そういった司法書士とか公的な代理人を立てて、農業委員とかに相談に来られます。特に農地で言えば、許可が必要ですかとか、転用が必要ですかとかという問い合わせが来るので、そういった案件に関しては、すぐに委員さん達にですね、帰属されて財産管理人が立っているんですが、そういったところで許可の審議をかけていただくとかいうかたちで、よく案件の中で財産管理人とか立つ場合は、そういった案件だと思われてください。以上です。

議長

委員さんよろしいですか。だいたいおわかりいただけまし

たか。非常になかなか難しい状況がございますが、こういう審議も今後またいろいろ折あるごとに事務局のほうからもお話をさせていただきますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

振興係長

すみません。振興係の檜田です。具体的な相談を受けたわけではありませんで、ちょっと勉強不足かもしれませんが、私が理解している範囲でお答えさせていただきますと、その土地の国庫帰属制度というものが確かにございます。ただ、国のほうも不要な土地をそのまま抱えることはありませんので、基本的には国庫、国有財産となった後に売却することを前提に、農地を引き受けるかどうかの判断をしたいと思います。農地に限らず、相続した土地建物とかもありますけれども、それが最終的には市場に流して、いわゆる公売といいますか、競売とかで売却できるかどうかを見込んでですね、受けるかどうかをまず判断をすると、全部が全部受けることはないとも聞いております。また、国がいったん預かった場合もですね、売却するまでにだいぶ期間とかかかりますので、その管理料というものを払った上で国に帰属させなければなりません。そのため、ただ単純にこの土地が不要だから国に返すのではなくて、例えば農地とかで数十万程度はやはりお金がかかって、払った上で国に引き取ってもらうことになります。その上で国は競売とかの売却手続きに入るので、堤委員さんが言われたように最終的には競売によって誰かが取得することになると、その時には新しく買う人が農地所有者として適

格かどうかというのが農業委員会に改めて意見の聴取がくるか流れかと思います。恐らくそういった管理手数料を払ったり、競売にかかったり进行を考えると、もう直接売りたい人から買いたい人が買われたほうが、途中の余分なお金もかかりませんので有利なのかなとは思っております。そういう届出があった際には、そのあっせん希望をするかどうかというのは農業委員会でも聞いておりますので、先ほど何か国に返したもんねと言われた所は先ほど古舘が言ったように、そういった国庫帰属制度を使われたのか、それとももう相続放棄を単純にされたことを自分達の物ではなくなったということを国に返したと言われたのかというのはわかりませんので、そこらへんはちょっと正確に聞いたほうがいいかと思います。まだ制度自体そこまで普及していると思えませんので、実際…事例があったかどうか私どもは聞いたことがございませんでした。そういったところでございます。

議長

はい。皆さんのほうからほかにございませんか。

(異議なしの声あり)

はい。それでは異議なしということで質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして、議案第11号7件、議案第12号1件、議案第13号3件、議案第14号16件、議案第

15号20件、議案第16号5件、議案第17号1件、計7
議案53件はいずれも原案どおり可決しました。長時間の慎
重なるご審議をいただきましてありがとうございました。